④　危険の予測及び回避 道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導する。また、貸切バスの運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。	
⑤　安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。	
⑥　安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘路、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあっては、添乗）により指導する。	

第二章２中③を④とし、②の次に次を加える。

⑶　初任運転者以外の者であって、直近１年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者（以下「準初任運転者」という。）

⑵に規定する特別な指導の内容のうち、少なくとも④（制動装置の急な操作に関する内容に限る。）及び⑥について実施することとし、実施時間は、⑥について20時間以上、その他については当該一般貸切旅客自動車運送事業者において同様の内容を初任運転者に対して実施する時間と同程度以上の時間とする。

第二章３⑴中⑧を④とし、②の次に次を加える。

③　準初任運転者

直近１年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験（実技の指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務する前に実施する。

第二章３⑵中「初任運転者」の下に「及び準初任運転者」を加え、「の結果」を「を受診させた場合には、その結果」に改める。

（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第二条　旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を次のように改正する。

第一章柱書き中「及び内容」の下に「（一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「貸切バス」という。）の運転者に対してドライブレコーダーの記録（ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示（平成28年国土交通省告示第1346号）第２条第１項の記録をいう。以下同じ。）を利用した指導及び監督を実施した場合にあっては、その記録を含む。）」を加える。

第一章１中「一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「」及び「」という。）」を削る。

第一章２⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　旅客自動車運送事業者による指導及び監督の内容

①　事業用自動車を運転する場合の心構え

旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第２項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であることを理解させる。

②　事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にあっては、運行指示書の遵守を含む。）及び交通ルール等を理解させるとともに、これらを遵守した安全な運転方法について、これらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の事例を説明すること等により、確認させる。

③　事業用自動車の構造上の特性

事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）及び制動距離等を確認させるとともに、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

④　乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の交通事故の事例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限り避けることの必要性を理解させる。また、このほか、走行中は旅客を立ち上がらせないこと及びシートベルトが備えられた座席においてはシートベルトの着用を徹底させること等乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑤　旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれた等の交通事故の事例を説明すること等により、旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置を適切に操作することの必要性を理解させる。また、このほか、周囲の道路及び交通の状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客の状況に注意して発車させること等旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。

⑥　主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

乗合バスの運転者にあっては主として運行する路線、貸切バス及び特定旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「特定旅客自動車」という。）の運転者にあっては主として運行する経路、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「ハイヤー・タクシー」という。）の運転者にあっては営業区域における主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。

⑦　危険の予測及び回避

加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行うことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び直前、後方及び左側方の視界の制約、旅客の指示があったとき又は旅客を乗車させようとするときの急な進路変更又は停止に伴う危険等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、必要に応じ、指差し呼称及び安全呼称を活用する。さらに、貸切バスの運転者にあっては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型車（長さ９メートル以上又は乗車定員51人以上の車両をいう。以下同じ。）、中型車（大型車及び小型車（長さ７メートル以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう。以下同じ。）以外の車両をいう。）及び小型車の別をいう。以下同じ。）の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。